○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)

改正案	現
52-1-5 規則第52条第1項第5号の長期未払法人税等には、例えば、国際最低課税額に対する法人税等(規則第95条の5第1項第2号に規定する「国際最低課税額に対する法人税等」をいう。)のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものが含まれることに留意する。	[加える。]
52-1-7 規則第52条第1項 <u>第7号</u> の引当金については、1年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。	52-1-6 規則第52条第1項 <u>第6号</u> の引当金については、1年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。
95の5-1-1 規則第95条の5第1項第1号 <u>の</u> 法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する <u>法</u> 人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)をいうものとする。	95の5-1-1 規則第95条の5第1項第1号 <u>に規定する</u> 法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する <u>法人税、住民税及び事業税</u> をいうものとする。
95の5-4 規則第95条の5第4項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。	[加える。]
174-1-3 <u>52-1-5の取扱いは、規則第174条第1項第3号の長期未払法人税等について準用する。この場合において、52-1-5中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と読み替えるものとする。</u>	174-1-3 規則第174条第1項第3号の引当金については、一年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、一年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が一年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は一年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。
174-1-4 52-1-7の取扱いは、規則第174条第1項第4号の引当金について準用する。この場合において、52-1-7中「1年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。	[加える。]
<u>198-1-1</u> 95の5-1-1の取扱いは、規則第198条第1項第1号の法人税、 住民税及び事業税について準用する。	[加える。]

198-4 95の5-4の取扱いは、規則第198条第4項の前事業年度以前の事業年|[加える。] 度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税 額について準用する。 265-1-4 52-1-5の取扱いは、規則第265条第1項第4号の長期未払法人 265-1-4 規則第265条第1項第4号の引当金については、1年内にその一部 税等について準用する。この場合において、52-1-5中「貸借対照表日」と の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定でき ないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただ あるのは「中間貸借対照表日」と読み替えるものとする。 し、その全部又は大部分が1年内に使用されることが確実に見込まれる場合に は、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、 金額を流動負債として記載するものとする。 <u>265-1-5</u> 52-1-7の取扱いは、規則第265条第1項第5号の引当金につい 「加える。〕 て準用する。この場合において、52-1-7中「1年内」とあるのは「中間貸 借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。 300-1-1 95の5-1-1の取扱いは、規則第300条第1項第1号の法人税、 [加える。] 住民税及び事業税について準用する。 300-4 95の5-4の取扱いは、規則第300条第4項の前事業年度以前の事業年 「加える。〕 **度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税** 額について準用する。